

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年12月10日

【会社名】 INEST株式会社

【英訳名】 INEST, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上村 陽介

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋一丁目13番6号

【電話番号】 03-6892-3864

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 片野 良太

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋一丁目13番6号

【電話番号】 03-6892-3864

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 片野 良太

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 499,999,944円
(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 500,000,000円
(注) 1. 本募集は2018年12月10日開催の当社取締役会決議に基づき、株式及び新株予約権付社債を発行するためのものです。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	6,756,756株(注)	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株になっております。

(注) 1. 本有価証券届出書に係る新株発行(以下「本新株式」という。)は、2018年12月10日開催の取締役会決議によるものです。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	6,756,756株	499,999,944	249,999,972
一般募集			
計(総発行株式)	6,756,756株	499,999,944	249,999,972

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は249,999,972円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
74	37	1株	2018年12月26日(水)		2018年12月26日(水)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であります。資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期日に本新株式の割当予定先との間で本新株式の総数引受契約を締結しない場合は、本新株式に係る割当では行われなないこととなります。

4. 申込方法は、総数引受契約を締結するものとし、払込期日に下記取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
INEST株式会社 管理本部	東京都豊島区東池袋一丁目13番6号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 池袋支店	東京都豊島区西池袋 1 丁目21番 7号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	INEST株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金500,000,000円
各社債の金額(円)	金50,000,000円
発行価額の総額(円)	金500,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年利2.1%
利払日	2018年12月27日から2019年3月31日までの利息：2019年3月31日 2019年4月1日から2020年3月31日までの利息：2020年3月31日 2020年4月1日から2021年3月31日までの利息：2021年3月31日 2021年4月1日から2022年3月31日までの利息：2022年3月31日 2022年4月1日から2023年3月31日までの利息：2023年3月31日 2023年4月1日から2023年12月25日までの利息：2023年12月28日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 本社債の利息は発行日の翌日から償還期日までこれを付す。ただし、償還期日後の利息は付さない。 本社債の利息は、以下の通りに支払う。本社債の利息は年365日の日割りをもってこれを計算する。 2018年12月27日から2019年3月31日までの利息：2019年3月31日 2019年4月1日から2020年3月31日までの利息：2020年3月31日 2020年4月1日から2021年3月31日までの利息：2021年3月31日 2021年4月1日から2022年3月31日までの利息：2022年3月31日 2022年4月1日から2023年3月31日までの利息：2023年3月31日 2023年4月1日から2023年12月25日までの利息：2023年12月28日 繰上償還された本社債の利息については、償還日までの期間分を支払う。 利息を支払うときは、各本社債の額面金額に年利率を掛け、その積に当該利息期間の実日数を分子とし、365を分母とする分数を乗じて算出された金額から小数点第1位を四捨五入したものを支払う。 新株予約権の行使があった場合は、行使日までの経過利息を支払う。 本項に定める本社債の利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げて、本来の利息を支払うべき日までの利息を支払う。 利息の支払場所 INEST株式会社(東京都豊島区東池袋一丁目13番6号)
償還期限	2023年12月25日(月)

償還の方法	償還の方法及び期限 本社債は、2023年12月25日にその総額を額面金額の100%の金額で償還する。 当社は、本新株予約権付社債の発行後、事前に本新株予約権付社債の社債権者の書面による承諾を得た上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面金額の100%の金額で、繰上償還することができる。 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
募集の方法	第三者割当の方法により割り当てる。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込期間	2018年12月26日(水)
申込取扱場所	INEST株式会社 (東京都豊島区東池袋一丁目13番6号)
払込期日	2018年12月26日(水)
振替機関	該当事項はありません。
担保の種類	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

(新株予約権に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社の普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社の普通株式を処分(以下、当社の普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使にかかる本社債の払込金額の総額を転換価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項から第7項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることとし、行使する本新株予約権に係る本社債のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」第1項に従い本新株予約権の行使に際して出資される部分以外の本社債(上記の切り捨てられる1株未満の端数に相当する本社債を意味する。以下「切捨償還額」という。)を、本新株予約権の行使の効力発生と同時に額面100円につき金100円の割合で償還するものとする。但し、円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該各新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。ただし、上記「新株予約権の目的となる株式の数」の交付株式数(算定の結果、除して得られる最大の整数を意味する。以下同じ。)の算定にあたり1株未満の端数を生じたときには、交付株式数に第2項記載の転換価額(ただし、第3項から第7項までによって調整された場合は調整後の転換価額)を乗じて得られる額に相当する部分の本社債のみを本新株予約権の行使に際して出資するものとし、当該部分以外の本社債(切捨償還額)は上記「新株予約権の目的となる株式の数」に従い償還するものとする。

	<p>本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初金74円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、第4項に定める事由が発生した場合又は発生する可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する(以下、本号により調整された後の転換価額を「調整後転換価額」、調整される前の転換価額を「調整前転換価額」という。)</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>4. 転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期 転換価額調整式により転換価額の調整が行われる場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>転換価額を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式の株式無償割当てをする場合 調整後転換価額は、株式分割の場合は株式分割に係る基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社株式の無償割当てについて、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)のすべてが当初の条件で請求又は行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等の発行時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等のすべてが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>本号 から までの場合において、当社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 から までにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。なお、次の算出により1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わないものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>5. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>6. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>7. その他の調整</p> <p>第4項の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日その他必要な事項を通知したうえ、その承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>資本金又は資本準備金若しくは利益準備金の額の減少により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金500,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行か価格上記「新株予約権の行使時の払込金額」記入欄の転換価格（転換価格が調整された場合は調整後の転換価格）とする。</p> <p>2. 資本に組み入れる額は、当該発行価額（発行価額が調整された場合は調整後の価額）に0.5を乗じた額とし、その結果1円以下の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2018年12月26日～2023年12月25日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 INEST株式会社(東京都豊島区東池袋一丁目13番6号)</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権付社債の社債権者は、2018年12月26日から本社債の償還期限の前日までの間、いつでも、本新株予約権を行使することができる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡による取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。なお、本新株予約権付社債を取得し又は買い付けた者は、その取得又は買付けに係る本新株予約権付社債を一括して譲渡する場合以外は譲渡することはできないものとする。

代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価格は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の効力の発生

本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権を行使した日(以下に定義する。)に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日以前に、当該行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した場合においては、本新株予約権を行使する日として当該行使請求書に記載された日、上記以外の場合においては、当該行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日を意味するものとする。

3. 株式の交付方法

当社は行使の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関連法令に基づき、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加を行う事により株式を交付する。

5 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債の管理の委託】

該当事項はありません。

6 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
999,999,944	4,390,000	995,609,944

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(499,999,944円)及び本新株予約権付社債の発行価額(500,000,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用は、登記費用1,750,000円、有価証券届出書作成費用240,000円、信託銀行増資事務手数料400,000円、本新株予約権付社債算定費用2,000,000円が含まれます。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
当社連結子会社である株式会社EPARKモール(以下「EPARKモール」という。)への貸付を通じた、同社で展開しているソリューションサービスにおけるシステム開発費用及び販売費用	500,000	2019年1月～2020年12月
当社広告ソリューション事業における販売拡大のための人件費や販売費	495,610	2019年1月～2020年12月

EPARKモールへの貸付を通じた、同社で展開しているソリューションサービスにおけるシステム開発費用及び販売費用

EPARKモールにて、商業施設内の店舗検索や店舗予約が可能な予約発券機及び()デジタルサイネージ、商業施設の店舗でお子様向けサービスをお得にご利用できる電子回数券サービス等の商業施設向けソリューションサービスを展開しております。当該サービスがご利用できる商業施設数、店舗数及び販売数は増加を続けており、利用者のニーズもより多様化しております。当該サービス事業においては、顧客増加とサービス内容拡充の段階では、システム開発費用や初期的な販売費用により、営業赤字が先行しますが、いち早く一定のマーケットシェアを獲得することが、長期的な競争力の維持に必須であると考えております。このために上記費用に500,000千円を支出する予定です。これは、当社がEPARKモールに事業資金として500,000千円を貸付けることを通じて、当社が支出するものです。

当社システム事業においては、前回増資の資金使途として、システム開発費や販売費に資金を投下しております。本第三者割当は、前回増資の結果構築されたシステムによって提供可能となったサービスやその販売実績に成果が認められることを踏まえ、利用者のニーズの多様化への対応や、提供する対象分野の拡大、追加的な販売展開のために実施するものです。

調達する資金の支出予定時期については、システム開発費用として、商業施設内の店舗だけではなく、新たな業種業界(多店舗展開の個別店等)を開拓し、サービスを提供できるようにするためのシステム開発、既存システムの機能追加、システム全体の継続・維持・改修に対して2019年1月より向こう24ヶ月を通じて152,000千円を支出することを予定しております。また販売費用として2019年1月より向こう24ヶ月を通じて、主に新規採用にて14名程度を見込んでおり、採用費や人件費で224,000千円、人件費の増加に伴う家賃・水道光熱費等の諸経費で8,000千円、顧客獲得に伴い発生する販促費や支払手数料等の諸経費で116,000千円、結果総額500,000千円を支出することを予定しております。また、以降の支出については自己資金を充当する予定です。なお本新株予約権付社債で調達した資金は株式に転換されない場合、2023年12月25日までに償還する事になる可能性があります、それまでに当該サービスがご利用できる商業施設数、店舗数及び販売数を増加させ、収益を向上させることにより、償還資金を確保できると想定しております。

当社広告ソリューション事業における販売拡大のための人件費や販売費

広告ソリューション事業においては、現状では契約獲得時の一時金(契約獲得時に発生する、契約獲得の対価としての代理店手数料収益)を主な収益としておりますが、さらなる販売拡大を目指すうえで、契約獲得時の一時金の無い、ストック型(契約獲得後に発生する、継続的な顧客サポートの対価としての代理店手数料収益)の商材の販売を計画しております。販売部隊の十分な稼働人員数と質の確保を含む販売人件費等の販売費用が営業赤字として短期的に先行するため、上記費用に495,610千円を支出する予定です。

調達する資金の支出予定時期については、その他販売費として2019年1月より向こう24ヶ月を通じて、主に新規採用にて60名程度を見込んでおり、採用費や人件費で438,000千円、人件費増加に伴う家賃・水道光熱費等の諸経費の増加で19,000千円、顧客獲得に伴い発生する販促費等の販売費用で38,610千円、結果総額495,610千円を支出することを予定しております。なお、以降の支出については自己資金を充当する予定です。なお本新株予約権付社債の償還可能性に関しては、さらなる販売拡大を行い、収益を向上させる事で、償還資金を確保できることを想定しております。

以上のことから、システム事業においては、顧客増加とサービス内容拡充の段階では、システム開発費用や初期的な販売費用により、営業赤字が先行しますが、いち早く一定のマーケットシェアを獲得することが、中長期的に当社グループの競争力を維持するために必須であり、当社グループの成長に大きく影響すると考えています。また広告ソリューション事業においては、他社に先駆けて販売を伸ばすことにより、長期的な競争力・収益力を確保できると考えていることから、これらの資金投下が当社の長期的な企業価値向上に資すると考えており、本件第三者割当の資金使途については合理性があるものと判断しております。

() デジタルサイネージ：表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体である。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

[募集の目的及び理由]

当社グループは、当社と連結子会社6社及び持分法適用関連会社3社で、システム事業、直販事業、広告ソリューション事業を営んでおります。「システム事業」は、店舗運営を行う法人事業者を対象に、スマートフォン・タブレット端末を利用したPOSシステムの販売、利用者の順番待ちのニーズが見込める商業施設の店舗等をターゲットに、事業者に対して予約メディアなどのサービスを開発、販売しております。「直販事業」は、主にスマートフォンを中心とした携帯電話端末や周辺機器・モバイルデータ通信端末の販売を行っております。「広告ソリューション事業」は、飲食店等の事業者を対象に、顧客のニーズにあった広告メディア等のソリューションサービスを代理店として提供しております。

なかでもシステム事業においては、2017年7月4日に公表しました、「第三者割当による株式発行に関するお知らせ」における増資(以下「前回増資」という。)の際に調達した資金をシステム開発費や販売費として投下することで、事業の展開スピードを早めてまいりました。結果、事業者に対して予約システムなどのソリューションサービスの提供を行う体制を構築し、積極的に提案活動の展開を行い、将来に向けた収益力の向上を図ることができました。損益としては将来的な収益に比して費用が先行することから、2018年3月期のセグメント損益は5.74億円の赤字、2019年3月期第2四半期連結累計期間のセグメント損益では2.68億円の赤字となりましたが、具体的な成果のひとつとしてEPARKモールにて、商業施設内の店舗検索や店舗予約が可能な予約発券機及びデジタルサイネージ、商業施設の店舗でお子様向けサービスをお得にご利用できる電子回数券サービス等の商業施設向けソリューションサービスを拡大することができました。当該サービスがご利用できる商業施設数、店舗数及び販売数は増加を続けており、利用者のニーズもより多様化しております。このような状況下で、当社としては、いち早く一定のマーケットシェアを獲得することが、長期的に当社グループの競争力を維持するために必須であると考えております。当該サービス事業においては、顧客増加とサービス内容拡充の段階では、システム開発費用や初期的な販売費用により、営業赤字が先行します。このために十分な資金と自己資本を確保できることが、長期的な当社グループの成長に大きく影響すると考えております。

直販事業においては、携帯電話販売に代表されるような成熟した分野が主であり、ある程度安定的な収益を確保してまいりましたが、将来的に市場が頭打ちまたは縮小に転じることで、中長期的に収益や利益率が低下していくおそれがあります。当社グループが長期的に業績を拡大していくためには、直販事業から得られる利益やキャッシュフローを、成長事業に積極的に投下していくことが適切であると考えております。

広告ソリューション事業においては、当社が代理店として販売した飲食店等の導入店舗数は順調に増加しており、当社においてノウハウが蓄積し、収益も増加基調にあります。現状では契約獲得時の一時金を主な収益としておりますが、さらなる販売拡大を目指すうえで、契約獲得時の一時金が比較的少ない、ストックを主な収益源とする商材の販売を計画しております。この商材分野は競合企業が少ないため、当社は代理店の立場であるものの、他社に先駆けて販売を伸ばすことにより、長期的な競争力・収益力を確保できると考えております。この場合、長期的にはより大きな利益が期待できるものの、短期的には、販売部隊の十分な稼働人員数と質の確保を含む販売人件費等の販売費用が営業赤字として先行することとなります。

以上3事業のなかで、当社は、成長が期待できるシステム事業及び広告ソリューション事業に対して積極的に資金投下していくことが、当社の長期的な企業価値向上に資すると考えております。そのための資金調達を検討するにあたり、その方法を以下のように検討いたしました。

()金融機関からの借入

当社は前期当期純利益が赤字となっており、今期も赤字見込みであることから、銀行からの資金調達が難しい状況です。また銀行等の金融機関からの借入れによる場合は、当社が必要とする自己資本を増加させることができません。

()公募増資

新株式発行は、一度に資金調達でき、かつ自己資本を積み増すことができるため財務体質の強化も図れ、当社にとって望ましい資金調達方法であります。しかし公募増資は、計画した金額を調達できない場合があること、準備に比較的長い時間がかかること、調達コストが比較的高いこと、というデメリットがあり、当社では現実的に困難と判断しております。

()株主割当増資

株主割当増資についても、計画した金額を調達できない場合があります。特に現時点においては、当社の筆頭株主グループは増資を引受けない見通しです。従って、調達資金額の見通しが立たず、現実的に方法として選択できないと判断しております。

()第三者割当増資

上記()~()が現実的に困難な状況では、第三者割当増資を検討することにも合理性があります。

また第三者割当であれば、想定する時期、金額での確実な資金調達が可能であり、また財務体質の強化も図れることから、方法として合理性があると考えております。なお本第三者割当を行う事により、2018年9月末時点の当社グループの自己資本比率は31.5%ですが、本新株予約権付社債が転換されない場合でも、自己資本比率が48.0%まで改善し、仮にすべて転換された場合は58.0%まで改善する予定です。当社は2018年5月頃より、十分な資力を有しかつ当社の事業や経営に対する十分な理解が期待できる複数の相手先に対して打診を行なってまいりましたが、合意に至りませんでした。そのような中で、当社の主要取引先である株式会社EPARK(所在地：東京都豊島区西池袋一丁目4番10号 代表取締役：玉村 剛史)より、同社の関連事業での投資実績があるSBIイノベーションファンド1号の紹介を受け、協議・交渉を行った結果、当社の事業や経営に対する十分な理解が得られると判断致しました。当社が必要とする資金額の一部については、当社普通株式による増資を引受けさせていただくこととなりましたが、残りの一部については、交渉の結果、転換社債型新株予約権付社債の引受けであれば合意可能であったため、当社としてもこれに応じることと致しました。SBIイノベーションファンド1号は純投資目的のファンドであるため、中長期的な保有は確約されておりませんが、中長期的に大株主に留まる可能性もあるため、当社としては、当社の事業や経営に十分な理解があり、当社の経営の自主性を尊重していただける相手先であることが重要と考えております。

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

(1) 名称	SBIイノベーションファンド1号	
(2) 本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号	
(3) 組成目的	有望な又は将来性のある事業を行う日本国内の非上場又は上場会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債等に投資を行う	
(4) 組成目的日	2010年03月31日	
(5) 出資総額	14,040百万円	
(6) 主たる出資者及びその出資比率	SBIホールディングス株式会社	96.67%
	SBIキャピタル株式会社	3.33%
(7) 業務執行組合等に関する事項	名称	SBIキャピタル株式会社
	本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 川島 克哉
	資本金	10百万円
	事業内容	投資事業組合の運営及び管理
	主たる出資者及び出資比率	SBIキャピタルマネジメント株式会社

(注) 資本の額、主たる出資者及びその出資比率の欄は、2018年12月3日現在におけるものであります。

b 提出者と割当予定先との間の関係

提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
提出者と業務執行組合員等との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社は2018年5月頃より、第三者割当増資に関して、十分な資力を有しかつ当社の事業や経営に対する十分な理解が期待できる複数の相手先に対して打診を行なってまいりましたが、合意に至りませんでした。そのような中で、当社の主要取引先である株式会社EPARKより、同社の関連事業での投資実績があるSBIイノベーションファンド1号の紹介を受けました。協議・交渉を行った結果、当社の事業や経営に対する十分な理解が得られると判断致しました。当社が必要とする資金額の一部については、当社普通株式による増資を引受けていただくこととなりましたが、残りの一部については、交渉の結果、新株予約権付社債の引受けであれば合意可能であったため、当社としてもこれに応じることと致しました。SBIイノベーションファンド1号は純投資目的のファンドであるため、中長期的な保有は確約されておりませんが、中長期的に大株主に留まる可能性もあるため、当社としては、当社の事業や経営に十分な理解があり、当社の経営の自主性を尊重していただける相手先であることが重要と考えております。以上のことから、当社はSBIイノベーションファンド1号を割当予定先に選定致しました。

d 割り当てようとする株式の数

当社がSBIイノベーションファンド1号に割り当てる株式の総数は、本新株式6,756,756株と本新株予約権社債の目的である株式6,756,756株の合計13,513,512株であります。

e 株券等の保有方針

本新株式

当社は、割当予定先であるSBIイノベーションファンド1号との協議において、割当予定先が本第三者割当で取得する本新株式について、純投資目的であり、市場動向を勘案しながら市場で売却する可能性があることを口頭で確認しております。なお、当社は割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

本新株予約権付社債

当社は、割当予定先であるSBIイノベーションファンド1号との協議において、割当予定先が本新株予約権付社債の転換により取得する当社普通株式について、企業価値向上を目指した純投資目的であり、市場動向を勘案しながら市場で売却する可能性があることを口頭で確認しております。なお、本新株式の売却と本新株予約権付社債の転換の順序性についての報告は受けておりません。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、SBIイノベーションファンド1号より、割当予定先の取引銀行が発行する2018年11月26日付の銀行口座の写しを取得し、更に、口頭にて本第三者割当のうち自らに割り当てられる株式に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先に対し、割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、その役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、割当予定先、その役員及び主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無について口頭で質問し、かかる事実は一切ない旨の回答を口頭で得ております。また、割当予定先であるSBIイノベーションファンド1号の業務執行組合員であるSBIキャピタル株式会社の親会社であるSBIホールディングス株式会社は東京証券取引所に2018年8月1日付で提出したコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力との関係は一切遮断する旨の宣言をしております。また、東京証券取引所市場第一部に株式を上場しており、役員及び主要株主を有価証券報告書等の法定開示書類において公表しております。よって、当社は、割当予定先であるSBIイノベーションファンド1号、その役員及び主たる出資者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないものと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債の譲渡による取得については、当社取締役会の決議を要するものとする。なお、本新株予約権付社債を取得し又は買い付けた者は、その取得又は買付けに係る本新株予約権付社債を一括して譲渡する場合以外は譲渡することはできないものとする。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式

本新株式にかかる当社普通株式の1株当たり発行価額につきましては、当社の最近の株価推移を考慮に入れ交渉及び協議の結果、本取締役会決議の直前日(2018年12月7日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)ジャスダック市場における当社株式の終値78円を参考として、当該終値(78円)に対して5.13%(小数第3位四捨五入。以下比率の計算において同じとします。)ディスカウントした額である74円といたしました。

なお、当該価額は、本取締役会決議前1ヶ月(2018年11月8日~2018年12月7日)の終値平均である79円(円位未満切捨)に対しては6.33%のディスカウント、本取締役会決議前3ヶ月(2018年9月7日~2018年12月7日)の終値平均である84円(円位未満切捨)に対しては11.90%のディスカウント、本取締役会決議前6ヶ月(2018年6月8日~2018年12月7日)の終値平均である85円(円位未満切捨)に対しては12.94%のディスカウントとなります。

本取締役会決議日の前日営業日の終値を基準とした理由は当社の直近の市場価格が、決算短信の発表や業績予想等、当社業績に係る公表後に形成された株価であり、当社の株式価値を最も適正に反映していると考えたためであります。

本取締役会決議日の前日営業日の終値を参考とした理由は、当社株式の直近の市場価格が、決算短信の発表や業績予想等、当社業績に係る公表後に市場において形成された株価であり、当社の客観的な株式価値を反映していると考えたためであります。

また当該終値からのディスカウントとなっていること理由は、次の通りです。

-) 当社は2018年5月頃から、第三者割当増資に関して、複数の相手先に対して打診を行ってまいりましたが、合意に至りませんでした。割当先について、当社としては、資力を有するのみならず、当社の事業や経営に十分な理解があり、当社の経営の自主性を尊重していただける相手先であることが重要と考えており、現時点で、当該割当予定先に代替可能な相手先がおりません。このディスカウント率は、割当予定先からの要望を受け、交渉・協議を重ねた結果であり、一定の合理性があると考えております。
-) 当社としては、システム事業において、いち早く一定のマーケットシェアを獲得することが、長期的に当社グループの競争力を維持するために必須であり、長期的な当社グループの成長に大きく影響すること、また広告ソリューション事業においては、他社に先駆けて販売を伸ばすことにより、長期的な競争力・収益力を確保できていることから、一定範囲内のディスカウントがあるとしても、できるだけ早期に第三者割当増資を実現できることが、長期的な株式価値の向上に繋がると考えております。
-) 当社株式の市場株価は、直近6ヶ月間において平均的に下落傾向にあることや、本第三者割当の資金使途からすれば短期中期的には営業赤字が先行することが想定されるなかでの株価変動リスクがあることから、一定のディスカウントには相当性があると考えております。

また、当該発行価額は本取締役会決議の直前日の株価に対して0.9を乗じた額を下回らないことから、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、本取締役会に出席した4名の監査役全員(うち、独立社外監査役3名を含む)は、本件第三者割当増資の実施を決議するにあたり、上記発行価額は、東京証券取引所ジャスダック市場における当社株式の終値78円に対して5.13%ディスカウントされた金額であるが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額ではない旨の意見を表明しております。

本新株予約権付社債

本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公正性を期すため、独立した第三者算定機関である株式会社プルート・コンサルティング(以下「プルート社」という。)より評価報告書を取得しております。プルート社は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価78円(2018年12月7日の終値)、転換価格74円、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート 0.130%)、ボラティリティ(64.69%)、利率年利2.1%、権利行使期間5年及び1日当たりの売却可能株式数(直近5年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高約1,788,000株)等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2018年12月26日から2023年12月25日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、額面100円当たり99円90銭から103円30銭と算定いたしました。その結果を踏まえ、割当予定先であるSBIイノベーションファンド1号と協議・交渉を行った結果、当社は本新株予約権付社債の発行価額を額面100円当たり100円と致しました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が転換価格の110.5%(2.1%×5年間)を超えている場合、随時転換を行うものとし、1回あたりの転換は、1個ずつとし、転換して得た株式は、平均売買出来高の約5%(90,000株)を目処に売却するものとし、得た株式をすべて売却した後、次の転換を行うものと想定しています。日本証券業協会では、「第三者割当増資の取り扱いに関する規則」を制定し、行使価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債券(いわゆるMSCB)については、株価への影響を極力抑えるため、1日あたり、1日の平均売買出来高の25%を超える市場売却を控えるよう指導しております。これを踏まえ、本新株予約権付社債の評価に際しては、1日の平均売買出来高の一定割合を行使、売却する仮定を置いております。当社の行動に関しては、満期日まで転換を待ち、満期日償還をする前提で算定しております。算定に用いた割引率に関して本新株予約権付社債の割引率は、当社の借入金利を参考とすることが一般的であるが、当社は借入がないことから、当社から取引銀行へ借入金利について照会をかけたところ、暫定的ではあるが、財務諸表を参考とすると、借入期間3年で年率2.475%~3.975%程度の借入金利はかかるだろうと回答を受け、一方、発行予定の本新株予約権付社債は満期日までの期間が5年であることから、期間の違いに伴う追加スプレッドを推計する必要があり、追加スプレッドの推計は、発行会社の格付けから推計することが出来るものの、現時点において当社は格付けを取得しておりません。しかしながら、当社は、銀行からの借入れが現状困難であることを鑑みると、BBB格からBB格程度の格付けとなると考えられます。そこで、ブルームバーグにて、BBB格付けとBB格付けの期間3年物と5年物の社債スプレッドデータを取得致しました。追加スプレッドは、それぞれ、0.265%(BBB格)と0.507%(BB格)であったため、その平均値である0.386%を、期間を3年から5年に延ばした場合の追加スプレッドとして見積もりました。したがって、発行会社の割引率は、取引銀行からヒアリングした借入金利に、追加スプレッドを加算した、2.861%~4.361%と見積もりました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。本新株予約権付社債の転換価額については、本件第三者割当のスキームが本新株式と本新株予約権付社債を組み合わせたものであることから、本新株式の発行価額と同額とすることが、適切であると判断し、1株74円に決定いたしました。転換価額の決定については、上記本新株式にも記載のとおり、割当予定先と交渉を重ねましたが、当社の財務状況を改善し、システム事業において、いち早く一定のマーケットシェアを獲得することが、長期的に当社グループの競争力を維持するために必須であり、長期的な当社グループの成長に大きく影響すること、また広告ソリューション事業においては、長期的により大きな利益が期待できるようになると考えていることから、本第三者割当を実現することが企業価値の向上に繋がる延いては既存株主の皆様の利益に繋がると考え、判断いたしました。この転換価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準じており、また、発行価額については、独立した第三者機関であるプルート社の評価報告書を参考にしており、その評価結果から大きく下回る価額ではないため、特に有利な金額には該当しないと判断しております。当該判断に当たっては、前述のとおりプルート社による評価書を参考にしております。また、当社監査役全員より、発行条件が特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行株式数は6,756,756株(議決権67,567個)であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数53,197,169株(議決権総数531,946個)で除した割合は、12.70%(議決権総数に対しては12.70%)です。本新株予約権付社債の転換による発行株式数は6,756,756株(議決権67,567個)であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数53,197,169株(議決権総数531,946個)で除した割合は、12.70%(議決権総数に対しては12.70%)です。本第三者割当による希薄化の合計は25.4%(議決権総数に対しては25.4%)です。また、当社普通株式の過去1年間における1日当たりの平均売買高は1,389,491株ですが、本第三者割当により発行される可能性がある株式数は最大で13,513,512株であるため、本新株予約権付社債の行使期間である5年間で順次売却されるとした場合でも、1日当たりの売却数量は約10,395株となり、当社普通株式の平均売買高の0.75%であることから、市場での消化は可能であると考えられること、また、本新株予約権付社債の行使価額が固定されており、発行される可能性がある最大株式数に変動が生じないことから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的と判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

当社は、本第三者割当を実施するにあたり、大規模な株式発行による希薄化というリスクを考慮し、慎重に検討いたしました。本第三者割当の内容は、SBIイノベーションファンド1号を割当先とする本新株式の発行株式数は6,756,756株(議決権67,567個)であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数53,197,169株(議決権総数531,946個)で除した割合は、12.70%(議決権総数に対しては12.70%)です。本新株予約権付社債の転換による発行株式数は6,756,756株(議決権67,567個)であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数53,197,169株(議決権総数531,946個)で除した割合は、12.70%(議決権総数に対しては12.70%)です。本第三者割当による希薄化の合計は25.40%(議決権総数に対しては25.40%)と、25%以上になることから、本第三者割当による、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有 株式数(株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の割合	割当後の 所有 株式数(株)	割当後の 総議決権数に 対する 所有議決権数の 割合
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	20,305,484	38.17%	20,305,484	30.44%
SBIイノベーションファンド1号	東京都港区六本木一丁目6番1号	0	0.00%	13,513,512	20.26%
株式会社アイ・イーグループ	東京都豊島区南池袋3丁目13-5	2,301,100	4.33%	2,301,100	3.45%
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1	688,000	1.29%	688,000	1.03%
本橋 和文	埼玉県さいたま市中央区	570,000	1.07%	570,000	0.85%
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20-1	543,500	1.02%	543,500	0.81%
今田 幸三	福岡県福岡市早良区	500,700	0.94%	500,700	0.75%
柏温泉リゾート株式会社	東京都港区南青山7丁目8-4	500,000	0.94%	500,000	0.75%
株式会社エフティグループ	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6	498,700	0.94%	498,700	0.75%
小林 俊雄	東京都江東区	472,231	0.89%	472,231	0.71%
計		26,379,715	49.59%	39,893,227	59.80%

(注) 1. 2018年9月30日時点での、株主名簿を基準としております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年9月30日時点での発行済株式数53,197,169株(議決権数531,945個)に、SBIイノベーションファンド1号に割当る本新株式及び本新株予約権付社債の目的である株式の総数13,513,512株(議決権数135,135個)を加えた数を基準に算定しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点第3位以下を四捨五入にして算出しております。
4. 本新株予約権付社債は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第1 募集要項 6 新規発行による手取金の使途」及び「第3 第三者割当の場合の特記事項 募集の目的及び理由」に記載のとおり、システム事業においては、顧客増加とサービス内容拡充の段階では、システム開発費用や初期的な販売費用により、営業赤字が先行しますが、いち早く一定のマーケットシェアを獲得することが、中長期的に当社グループの競争力を維持するために必須であり、長期的な当社グループの成長に大きく影響すると考えています。また広告ソリューション事業においては、他社に先駆けて販売を伸ばすことにより、長期的な競争力・収益力を確保できていることから、これらの資金投下が当社の長期的な企業価値向上に資するとの判断に至り、本第三者割当を行うことといたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株式の発行株式数は6,756,756株（議決権67,567個）であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数53,197,169株（議決権総数531,946個）で除した割合は、12.70%（議決権総数に対しては12.70%）です。本新株予約権付社債の転換による発行株式数は6,756,756株（議決権67,756個）であり、2018年9月30日現在の当社の発行済株式総数53,197,169株（議決権総数531,946個）で除した割合は、12.70%（議決権総数に対しては12.70%）です。本第三者割当による希薄化の合計は25.40%（議決権総数に対しては25.40%）です。そのため今回の本第三者割当は既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化が生じる事となります。しかしながら本第三者割当はINEST社の事業・業績拡大につながる合理的な施策であり、中長期的な企業価値向上に繋がることから既存株主の皆様にとって希薄化を上回る効果が期待できていると考えております。また、当社普通株式の過去1年間における1日当たりの平均売買高は1,389,491株ですが、本第三者割当により発行される可能性がある株式数は最大で13,513,512株であるため、仮に本新株予約権付社債の行使期間である5年間で順次売却されるとした場合でも、1日当たりの売却数量は約10,395株となり、当社普通株式の平均売買高の0.75%であることから、市場での消化は可能であると考えられること、また、本新株予約権付社債の行使価額が固定されており発行される可能性がある最大株式数に変動が生じないことから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的と判断いたしました。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当は、希薄化率が25%以上であるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、当社の経営者から一定程度独立した者による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を行うため、当社の独立社外役員全6名のうち、当社取締役会に参加した独立社外取締役2名（平田 英之氏、橋爪 静夫氏）及び、独立社外監査役3名（近藤 武雄氏、川合 宏一氏、竹中 由重氏）、合計5名に対して、その必要性及び相当性について意見を求めております。なお独立社外取締役である倉嶋 喬氏は、以前よりスケジュールが合わず、2018年12月10日の取締役会に参加できない旨を聞いていたため、意見は求めておりません。当社が2018年12月10日付で入手した独立社外役員5名の意見の概要は、以下のとおりです。

本第三者割当の必要性

a . 本第三者割当の募集の目的及び理由

INEST社によると、本第三者割当の目的及び理由は、携帯電話端末などの販売を中心とするいわゆる「直販事業」の売上げが将来的には頭打ち又は減少に転じる可能性も否定できない中で、中長期的にINEST社の業績を拡大するためには、他の中核事業である「システム事業」及び「広告ソリューション事業」に引き続き積極的に投資を続けていく必要があること、また、それらの事業分野で他社に先駆けていち早く一定のマーケットシェアを確保することが極めて重要であるところ、今後も前記両事業に投資していくためには、本第三者割当による資金調達を行うことが不可欠ということにある。

現に「システム事業」においては、これまで積極投資を行ってきた結果、連結子会社である株式会社EPARKモールにて、商業施設内の予約発券機、デジタルサイネージ及び電子回数券サービス等の商業施設向けソリューションサービスが拡大するなどの一定の成果が出ており、また「広告ソリューション事業」においても、当社が代理店として販売した飲食店等の導入店舗数は順調に増加しているところである。

したがって、本第三者割当による資金調達を行うことは、INEST社にとって一定の必要性があると認められる。

本第三者割当の相当性

a. 他の資金調達手段との比較

INEST社は、中長期にわたり業績を拡大し、また財務体質の強化を図るため、本新株式及び本新株予約権付社債を割り当てる手法により資金調達を行うことを考えている。そして、INEST社は、資金調達の手法として、金融機関からの借入れ、公募増資及び株主割当増資について、それぞれの実現可能性のほか、メリット及びデメリットをあげて多面的に検討を行っており、その結果として本第三者割当の手法を選択したことについては一定の相当性があるものと思料する。

b. 増資金額の妥当性(資金用途の合理性)

INEST社によると、本第三者割当により調達した資金は、主としてシステム事業及び広告ソリューション事業について、その業績を中長期にわたり拡大させていくために投下されることが予定されている。そのことが企業価値増大に繋がり、ひいては既存株主にとって希薄化を上回る効果が期待されているものであるが、そのような経営判断は不合理ではない。したがって、本第三者割当の金額には、一定の相当性があるものと思料される。

c. 発行条件の相当性

INEST社は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前日(2018年12月7日)の株式会社東京証券取引所におけるINEST社終値である78円を基準としているが、それは、INEST社株式の直近の市場価格が、決算短信の発表や業績予想等、INEST社業績に係る公表後に形成された株価であり、INEST社の客観的な株式価値を最も合理的に反映しているものと判断した結果とのことであり、かかる判断は不合理とは言えない。

また、ディスカウント率については、本第三者割当の発行価額及び転換価額はいずれも前記78円から5.13%減額した水準であるが、これは日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、会社法第199条第3項にいう特に有利な金額に当たらないと思料される。また、INEST社株式の市場株価は直近6ヶ月間において平均的に下落傾向にあることや、本第三者割当の資金用途からすれば短期中期的には営業赤字が先行する可能性もあり、それに伴う株価下落リスクも否定できないことから、その意味においても前記ディスカウント率には相当性があるものと思料される。

さらに、本新株予約権付社債の発行価額は額面100円につき金100円であるが、株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス社」という。)の算定した公正価値が額面100円当たり金99円90銭から103円30銭であるから、前記発行価額は公正価値の範囲内である。したがって、当該発行価額もまた、特に有利な条件に該当しないと判断される。

以上より、本件第三者割当ての発行条件は相当であると思料される。なお、社外監査役のみならず、常勤監査役からも、前記発行価額が日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する範囲にて決定されていること及びブルータス社の算出した公正価値等から、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しない旨の意見をj得ている。

d. 割当予定先の相当性

INEST社は、2018年5月頃より、十分な資力を有しかつ当社の事業や経営に対する十分な理解が期待できる複数の割当候補先に対して打診を行ってきたが、その中で、INEST社の主要取引先である株式会社EPARKから紹介を受けたSBIイノベーションファンド1号(以下「本割当予定先」という。)が、最もINEST社の事業や経営に対して理解を示し、かつ十分な資力を有することから、割当予定先として相当と判断したとのことである。

また、INEST社は、本割当予定先から反社会的勢力の関与が一切ない旨の誓約も得たとのことである。なお、本割当予定先の業務執行組合員はSBIキャピタル株式会社であるが、その親会社であるSBIホールディングス株式会社は東京証券取引所に2018年8月1日付で提出したコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力との関係は一切遮断する旨の宣言をしている。

以上から、割当予定先としてSBIイノベーションファンド1号を選定することについては合理性がある。

e．払込みの確実性

INEST社は、本割当予定先から、その取引銀行が発行する2018年11月26日付の銀行口座の写しを取得し、本割当予定先が本第三者割当に伴う払込みに必要十分な現預金を有していることを確認したとのことである。したがって、本第三者割当に伴う払込みがなされることは確実であると思料される。

f．既存株主への影響

本第三者割当により既存株主の株式持分及び議決権比率に希薄化をもたらすが、本第三者割当は、INEST社の事業・業績の拡大につながる合理的な施策であり、同社の中長期的な企業価値向上に繋がるから、既存株主にとって希薄化を上回る効果が期待できるものと思料される。

また、INEST社普通株式の過去1年間における1日当たりの平均売買高は1,389,491株であるが、本第三者割当により発行される可能性がある株式数は最大で13,513,512株であるため、仮に本新株予約権付社債の行使期間である5年間で順次売却されるとした場合でも、1日当たりの売却数量は約10,395株となり、INEST社普通株式の平均売買高の0.75%であることから、市場での消化は可能であると考えられる。

また、本新株予約権付社債の転換価額は固定されており、将来転換される可能性がある最大株式数に変動が生じないことから、その意味で既存株主の利益に配慮された措置が講じられている。

これらに鑑みれば、本第三者割当は、既存株主の利益を不当に損なうものではないと評価できる。

結論

以上の検討の結果、本第三者割当には、その必要性及び相当性があると思料される。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書(第22期)及び四半期報告書(第23期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日(2018年12月10日)までの間に生じた変更はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2018年12月10日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

第四部 組込情報に記載の第22期有価証券報告書の提出日(2018年6月26日提出)以降、本有価証券届出書提出日(2018年12月10日)までに、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。内容は以下のとおりであります。

2018年6月26日提出の臨時報告書

1 提出理由

2018年6月26日開催の当社第22回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役6名選任の件

取締役として、上村 陽介、片野 良太、菊地 央、平田 英之、橋爪 静夫、倉嶋 喬を選任するものであります。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
議案 取締役6名選任の件				(注)	
上村 陽介	288,799	2,588	0		可決(99.11%)
片野 良太	288,798	2,589	0		可決(99.11%)
菊地 央	288,799	2,588	0		可決(99.11%)
平田 英之	288,753	2,634	0		可決(99.09%)
橋爪 静夫	288,690	2,697	0		可決(99.07%)
倉嶋 喬	288,679	2,708	0		可決(99.07%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使書による事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第23期第2四半期)	自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	2018年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年6月26日

I N E S T株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 太郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土屋 光輝 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているI N E S T株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I N E S T株式会社及び連結子会社の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、I N E S T株式会社の2018年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、I N E S T株式会社が2018年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年6月26日

I N E S T株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 太郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土屋 光輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているI N E S T株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I N E S T株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年11月14日

I N E S T株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川村英紀 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土屋光輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているI N E S T株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、I N E S T株式会社及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。